委託研究開発契約書

国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「甲」という。）と【契約先機関名】（以下「乙」という。）は、戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）「統合型ヘルスケアシステムの構築」（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（研究開発の委託）

第１条　甲は、乙を「【大学等／企業等】」と認め、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。

（１）研究開発題目等：

研究開発担当者・所属及び役職「【研究開発担当者名】【所属・役職名】」

研究開発テーマ「【研究開発テーマ名】」

研究開発題目「【研究開発題目名】」

（２）契約期間：【契約期間開始日】から【契約期間終了予定日】まで

（本委託研究開発が中止された場合はその時まで）

（３）委託研究費：

当事業年度：【当年度（計）】円（うち 消費税額及び地方消費税額 《消費税額》円）

翌事業年度：【翌年度（計）】円（うち 消費税額及び地方消費税額 《消費税額》円）

なお、当事業年度とは令和○年○月○日から翌年３月３１日までの１事業年度をいい、委託研究費の内訳は、別記１のとおりとする。

（４）当事業年度における研究目的及び内容：研究開発計画書「○○○○（研究開発テーマ名）」のとおりとする。なお、本委託研究開発の実施にあたっては、別途、戦略及び実施計画書（第２条第１項第１１号に定めるものをいう。）に沿って進めるものとする。

（定義）

第２条　本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「本委託研究開発」とは、本事業の下で甲が乙に委託する研究開発題目として研究開発担当者によって遂行される研究開発全体をいう。

（２）「委託研究費」とは、本委託研究開発遂行のために本契約に基づいて甲から乙に支払われる費用であり、直接経費と間接経費の合計をいう。ただし、第４条の規定により本委託研究開発の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが認められた場合は、当該経費を加算した額をいう。

（３）「直接経費」とは、本委託研究開発の実施に直接的に必要な経費をいう。

（４）「間接経費」とは、本委託研究開発の実施に伴う乙の管理等に必要な経費として乙が使用する経費をいう。

（５）「研究開発担当者」とは、乙において本委託研究開発を中心的に行う者として、研究開発責任者、主たる共同研究者（研究開発分担者）又はこれらに相当する肩書きを付与された者のうち前条第1号に掲げられる者をいう。

（６）「研究者等」とは、研究開発担当者及び本委託研究開発に従事する研究員、技術員、研究補助者、学生等を個別に又は総称していう。

（７）「契約期間」とは、本契約に基づき本委託研究開発を行う前条第２号に定める期間（本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間）をいう。

（８）「研究期間」とは、本契約に基づき本委託研究開発を行う通算期間（本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間）をいう。

（９）「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める事務処理説明書（本契約締結後に改定されたものを含む。）及びこれに付帯して甲が提示する関係資料を含めた総称をいう。

（１０）「事業年度」とは、各年４月１日から翌年の３月３１日までの１年間をいう。

（１１）「社会実装に向けた戦略及び実施計画書」（ 以下「戦略及び実施計画書」という。）とは、本事業プログラムディレクターが承認した研究開発テーマの研究に係る計画書（その後の変更を含む。）の総称をいう。

（１２）「大学等」とは、以下に掲げる研究機関の総称をいう。

ア　国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ　国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ　公益法人等の公的性格を有する機関であって、甲が認めるもの

（１３）「企業等」とは「大学等」以外の研究機関の総称をいう。

（１４）「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。

ア 「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

イ 「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的研究費等の使用、競争的研究費等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは応募要件又は契約等に違反した競争的研究費等の使用をいう。

ウ 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択されることをいう。

（１５）「競争的研究費」とは、大学等、企業等において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの。従来、競争的資金として整理されてきたものを含む。

（１６）「競争的研究費等」とは、以下に掲げる研究資金を総称していう。

ア　競争的研究費

イ　競争的研究費以外で国の行政機関及び独立行政法人（甲を含む。）が直接配分する研究資金

ウ　その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、独立行政法人自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金

（１７）「取得物品」とは、本委託研究開発のために乙が直接経費により取得した物品等をいう。

（１８）「提供物品」とは、本委託研究開発の実施上の必要のために乙の使用が認められる甲所有の物品等のうち取得物品以外のものをいう。

（１９）「他の参画機関」とは、本事業の研究開発を行う乙以外の機関をいう。

（２０）「研究開発計画書」とは、本契約を締結するにあたって乙が甲に提出し、甲が承認した本委託研究開発についての研究計画書（その後の変更を含む。）をいう。

（２１）「研究成果」とは、本契約等に基づき本委託研究開発において得られた成果をいう。

（２２）「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。

ア　特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）及び特許を受ける権利

イ　実用新案法（ 昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）及び実用新案登録を受ける権利

ウ　意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）及び意匠登録を受ける権利

エ　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利

オ　種苗法（平成１０年法律第８３号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び品種登録を受ける権利

カ　前アからオの外国における各権利に相当する権利

キ　著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作権（第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む。）並びに外国における当該著作権に相当する権利（以下「著作権」という。）

ク　前アからキまでに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙が協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

（２３）「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出をいう。

（２４）知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに定める権利に基づく利用行為並びにノウハウの使用をいう。

（２５）「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権又は著作権若しくはノウハウの使用の独占的許諾の権利をいう。

（２６）「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。

（ⅰ）研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの

（ⅱ）研究開発の際に創作又は取得されたものであって（ⅰ）を得るために利用されるもの

（ⅲ）（ⅰ）又は（ⅱ）を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

（２７）「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン等を総称していう。

（２８）「甲の不正行為等対応規則」とは、「研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な運営管理の確保に関する規程」 （その後の改正を含む。） その他不正行為等への対応について甲が定める規則を総称していう。

（２９）｢関係省庁｣とは、甲に事業資金を交付している省庁及び内閣府並びに会計検査院をいう。

（法令及び指針等の遵守・善管注意義務）

第３条　乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、研究開発計画書、戦略及び実施計画書、事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要項並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。

２　乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。

３　乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づき、不正行為を防止するための体制の整備及び必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドラインに従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。

４　甲は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく国の決定又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費（本委託研究開発以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。）に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

５　乙は、本条第１項及び第２項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等に対して国の不正行為等対応ガイドライン及び関係する法令等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。

６　乙は、乙の責任において、利益相反管理について、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。

（乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告）

第３条の２　乙は、甲が別途定める様式による「利益相反管理状況報告書」により、乙における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、甲が定める期日までに甲に対して報告しなければならない。

２　乙は甲が別途定める様式による「委託研究実績報告書」により、研究者等による本委託研究開発にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。

３　乙は、第３条第５項に従って研究者等に履修させた研究倫理に関する教育等に関して、甲が別途定める様式による「研究倫理教育教材履修状況報告書」により、甲に対して状況の報告を行うものとする。

４　乙が第４条に基づき再委託を行う場合には、乙は、再委託先（第４条第１項に定めるものをいう。）において本委託研究開発に従事する研究者について、前三項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書をとりまとめるものとする。

（乙の表明保証）

第３条の３ 乙は、本委託研究開発に関し、研究開発計画書において研究開発の責任者として「研究開発責任者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発計画書において研究開発責任者と研究項目を共同研究（分担）する者として「主たる共同研究者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的研究費等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないことを表明し保証する。

２　乙は、国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が乙に所属する研究開発責任者及び研究者等（第４条第１項に定める再委託先がある場合には、再委託先に所属する主たる共同研究者又はこれに相当する肩書きを付与された者及び再委託先に所属する研究者等を含む。）に含まれる場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。

３　乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。

（再委託）

第４条　乙は、本委託研究開発の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができる。

２　乙は、再委託先に対し、本契約に基づき、乙が甲に負う義務と同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。

３　乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、本契約と同等の契約を再委託先と締結しなければならない。本委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先に第１１条から第１６条の規定を遵守させなければならない。

４　乙は、再委託先との契約締結後速やかに当該契約書の写し1部を甲に提出しなければならない。

５　乙は、本契約が解除その他の事由により終了した場合、再委託先との契約を直ちに終了させるものとする。 また、乙は、第２８条第１項又は同条第２項により、甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本委託研究開発の停止若しくは中止を指示された場合、再委託先に対しても同様の措置をとるものとする。

（委託研究費の支払い）

第５条　乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、振込希望月の前月5日までに甲に到着するようこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額（第４条の規定により再委託が認められた場合は、当該経費を加算した額）とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記の１記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。

２　甲は、振込希望月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。ただし、請求書が振込希望月の前月5日までに甲に到着しない場合はこの限りではない。

（帳簿等の整理）

第６条　乙は、本委託研究開発に要した委託研究費を明らかにするため、本委託研究開発に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から５年間が経過するまでは保管するものとする。

２　乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（取得物品の帰属等）

第７条　乙が、第１条において大学等と認められたときは、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。

２　乙が、第１条において企業等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。

（１）取得物品のうち、取得価額が５０万円以上かつ使用可能期間が１年以上のものの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。

（２）前号以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。

（３）乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。

（４）乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。

（研究開発担当者の移籍に伴う取得物品の取扱い）

第８条　乙が、第１条において大学等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。

（１）乙は、次のア又はイに該当する場合は、研究開発担当者の移籍先となる他の研究機関に対して取得物品を無償で譲渡するものとする。ただし、移籍後も本委託研究開発の実施に支障のないよう必要な措置を講ずることができる場合で、かつ、研究開発担当者の同意がある場合は、この限りではない。

ア　第２８条第１項第１号の規定により本委託研究開発が中止され、本委託研究開発と同内容の研究が研究開発担当者の移籍する他の研究機関において実施される場合

イ　研究期間終了後に研究開発担当者が他の研究機関へ移籍する場合で本委託研究開発と同内容の研究が当該他の研究機関において実施される場合

（２）前号において取得物品の当該他の研究機関に対する無償譲渡を行えない特別の事情があり、

かつ、甲と乙の間で合意したときは、乙は甲の指示に従い、取得物品を甲に無償で譲渡するものとし、乙は当該取得物品の移設及び工事について協力するものとする。

２　乙が、第１条において企業等と認められたときは、第７条第２項第２号に基づき乙に帰属する取得物品に係る研究開発担当者が移籍する場合の取扱いについて、本条第１項第１号を準用する。

（提供物品の使用等）

第９条　乙は、提供物品がある場合は、これを研究期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該提供物品の公租公課は、甲の負担とする。

２　乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立ち入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。

（研究期間終了後の物品等の取り扱い）

第１０条　甲は、第１条において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究期間終了後遅滞なく当該提供物品を乙に譲渡し、乙は、本委託研究開発の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りでない。

２　第１条において企業等と認められた乙は、使用する甲帰属の取得物品及び提供物品（以下「取得物品等」という。）について、研究期間終了後遅滞なく有償で甲から借り受け本委託研究開発の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後甲から買い取るものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りでない。

３　前項にかかわらず、研究期間終了後乙が取得物品等の買い受けを希望し、甲がこれを承諾したときは、乙は、有償借り受けを経ることなく又は耐用年数経過前に当該取得物品等を買い受けることができるものとする。

（知的財産権の帰属）

第１１条　甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、研究成果に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が本知的財産権を放棄する場合は、この限りでない。

（１）乙は、本知的財産権の出願、実施及び移転等について、次条から第１４条の規定を遵守しなければならない。

（２）乙は、甲が産業技術力強化法第１７条第３項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には無償で本知的財産権を実施する権利（第三者に対して本知的財産権の実施を許諾する権利を含む。以下同じ。）を甲に許諾する。

（３）乙は、本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が産業技術力強化法第１７条第３項に定める国の要請に基づき、本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、本知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

（４）乙は、第三者に本知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

２　乙は、次の各号に掲げる場合において、甲から請求を受けたときは、本知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（１）乙が前項各号に規定する事項を遵守せず、かつ、遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認める場合。

（２）乙が第２９条第１項各号又は第３４条第１項若しくは第２項各号に定める解除事由に該当した

場合。

（３）乙が本知的財産権を放棄しようとする場合。

３　前項に基づき乙が本知的財産権を無償で甲に譲り渡す場合において、第三者が本知的財産権の共有持分権を有するときは、乙は、乙の共有持分権を甲に譲り渡すことについて、当該第三者の同意を得る、又は当該第三者の協力（移転登録手続に協力することを含むが、これに限られない。）を得る等、当該第三者に対し必要な措置を講じなければならない。

（知的財産権の出願等）

第１２条　乙は、本知的財産権の出願等に関して、甲が本知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

（１）乙は、出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から６０日以内に甲が別途定める様式により、甲に対し通知するものとする。

（２）乙は、前号に係る国内の特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国等の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。

（３）乙は、第１号の出願又は申請を行った本知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録を受けた日等から６０日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。

（４）乙は、本知的財産権を放棄する場合は、当該放棄に係る法定期限の３０日前までに、甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。

（知的財産権の実施等）

第１３条　乙は、本知的財産権の実施等に関して、甲が本知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

（１）乙は、本知的財産権を自ら実施したときは、実施をした日から６０日以内に甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。

（２）乙は、第三者に対し、通常実施権の許諾及び専用実施権等の設定等をしようとするときは、甲が別途定める様式により、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（３）乙は、第三者に対し、通常実施権の許諾及び専用実施権等の設定等をした場合は、通常実施権の許諾及び専用実施権等の設定等をした日から６０日以内に甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。

（４）乙は、第三者に対し、本知的財産権の専用実施権等の設定等を行う場合、第１１条、第１５条及び第１６条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させなければならない。

（５）乙は、本知的財産権について、他の参画機関が本委託研究開発テーマで行う研究の実施又は本委託研究開発テーマで想定する事業化を目的として通常実施権の許諾を希望した場合には、原則として、本委託研究開発の実施又は当該事業化に必要な通常実施権を許諾するものとする。その際の条件は、乙が自ら行う事業化に必要な実施許諾を除いた第三者への実施許諾の条件よりも、同等又はそれよりも有利な条件で行うことができるものとする。

（６）乙は、本委託研究開発開始前に乙が有していた知的財産権について、他の参画機関が本委託研究開発テーマで行う研究の実施又は本委託研究開発テーマで想定する事業化を目的として通常実施権の許諾を希望した場合には、本委託研究開発の実施又は当該事業化に必要な通常実施権を許諾するものとする。ただし、許諾が乙の既存又は将来の事業に影響を及ぼすことが予想される場合には、その実施許諾を拒否することができるものとする。

（７）乙は、本知的財産権、及び本委託研究開発開始前に乙が有していた知的財産権を、甲と本事業につき委託研究開発契約を締結した他の機関に実施許諾をすることが、本事業における研究開発計画の遂行において必要と甲が判断した場合には、甲が指定する機関への実施許諾に協力をするものとする。

（８）前三号における通常実施権の実施料等に関する交渉は当事者間で行うことを原則とするが、当該条件などについて知的財産権を保有する者の対応が本事業の推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む。）に支障を及ぼす恐れがある場合は、甲において調整し、合理的な解決策を得るものとする。

（知的財産権の移転）

第１４条　乙は、本知的財産権の移転に関して、甲が本知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

（１）乙は、第三者に対し、本知的財産権を移転しようとする場合又は合併若しくは分割により本知的財産権を移転しようとする場合は、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（２）乙は、第三者に対し、本知的財産権の移転を行った場合は、本知的財産権の移転を行った日から６０日以内に甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。

（３）乙は、第三者に対し、本知的財産権の移転を行う場合、第１１条から第１６条の規定を遵守することを当該第三者に約させなければならない。また、当該第三者が移転を受けた本知的財産権をさらに別の第三者に移転するときも同様とする。

（研究成果に係る著作物の取扱い）

第１５条　乙は、第１１条第１項の規定にかかわらず、研究成果に関し、甲に提供された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。ただし、甲に提供された著作物に秘密情報（第２２条に定めるものをいう。）又は個人情報（第２３条に定めるものをいう。）が含まれる場合は、第２２条及び第２３条に従って、その取扱いを決定するものとする。

２　乙は、甲に提供された著作物に係る著作権について、甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

３　乙は、甲に提供された著作物について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを表明するものとし、当該著作物に係る一切の紛争については、乙が自己の責任及び費用において対応を行うものとする。

４　乙は、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本委託研究開発による成果である旨を標記するものとする。

（ノウハウの期間の指定）

第１６条　甲及び乙は、第２条第２２号クに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

２　前項の秘匿すべき期間及び指定の方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、前項の指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

（職務規程等の整備）

第１７条　乙は、乙に所属する研究者等が行った発明等が本知的財産権に該当し、かつ、その発明等をするに至った行為がその当該研究者等の職務に属するときは、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該研究者等と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならない。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。

２　乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合（ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。）において、本委託研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、 あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならない。

（知的財産権に係るその他事項）

第１８条　甲及び乙が本知的財産権の共有持分権者となる場合、本知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。

２　乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施する場合、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。

（成果有体物の帰属）

第１９条　研究成果として得られた成果有体物に係る権利は、乙に帰属するものとする。

２　乙は、他者から研究開発段階における使用のために前項の成果有体物の提供を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、円滑な提供に配慮するものとする。ただし、当該成果有体物のうち、商品化され市場において一般に提供されている物については、この限りでない。

３　乙は、前項において当該成果有体物を提供する場合、その対価は、当該成果有体物が公的資金を原資とする研究開発により得られたものであること、当該成果有体物を使用する研究開発の性格等を考慮にいれた合理的な対価とする。

（研究成果の公表）

第２０条　甲及び乙は、研究成果（ノウハウを除く。）を外部に公表するものとする。ただし、当該公表が第２２条及び第２３条に反する場合又は甲若しくは乙による研究成果の公表が甲若しくは乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合は、協議して公表の可否を含めた対応を決定するものとする。

２　研究成果を外部に公表する場合、甲及び乙は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。

３　乙は、研究成果を外部に公表する場合、当該成果が甲の委託事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。

（研究成果の報告）

第２１条　乙は、事務処理説明書等における甲の指示に従い、研究開発担当者が甲に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。

２　甲は、研究成果について、追跡調査、成果展開調査及び知的財産権の利用状況調査等を行うことができるものとし、乙は、当該調査等に必要な協力を行うものとする。

（秘密保持）

第２２条　甲及び乙は、本委託研究開発の実施にあたり相手方又は他の参画機関より開示を受け若しくは知り得た相手方及び他の参画機関の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方又は他の参画機関より秘密である旨の書面による明示があった情報（以下「秘密情報」という。）について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方及び他の参画機関の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。

２　甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第１項及び第２項の規定は適用しない。

（１）開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（２）開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報

（３）開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報

（５）相手方及び他の参画機関から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報

（６）公開を前提として相手方及び他の参画機関から提出を受けた文書に記載された情報

４　甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方及び他の参画機関へその内容を書面にて通知するものとする。

５　乙は、研究者等、その他本委託研究開発に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。

６　甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方及び他の参画機関の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。

７　本条の効力は研究期間終了後５年間存続するものとする。

（個人情報の取扱い）

第２３条　乙は、本委託研究開発の実施にあたり乙が収集若しくは作成した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項の定義するところによる。以下同じ。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　乙は、前項に規定する個人情報（以下「当該個人情報」という。） の取扱いについて、個人情報保護法、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成２９年法律第２８号）等の個人情報保護に関する法令並びにガイドライン等を遵守しなければならない。なお、甲が当該個人情報に係る適切な管理のために乙に対して必要な事項について指示を行う場合、乙は、これに従うものとする。

３　甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、当該個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲から調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

４　乙は、当該個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したとき又は発生したおそれがあるときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

５　乙は、再委託先が本委託研究開発に関係して取得した個人情報の漏洩、滅失、毀損、盗難等の事故を知った場合、又はそのおそれが生じた場合（その兆候を把握した場合を含む。）には、直ちにその拡大を防止するための適切な措置をとるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。

６　甲が、前項の事故により当該個人、又は第三者から損害賠償請求その他の請求を受けたとき、甲は乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用その他の実費を含むが、これに限定されない。）を求償することができる。なお、当該請求権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

（他の参画機関に係る共同研究契約等）

第２４条　乙は、当該研究開発テーマと連携する研究開発テーマに属する他の研究機関のうち必要な研究機関との間で共同研究契約又は覚書（以下「共同研究契約等」という。）を締結し、当該研究開発テーマ内における適切な情報管理、成果のとりまとめ、知的財産の取扱いなどについて、本契約に反しない限りにおいて定めるものとする。この場合において、乙は、共同研究契約等の締結後直ちに当該共同研究契約等の写しを甲に提出するものとする。

（甲に所属する研究者の取扱い）

第２５条 甲は、乙との事前の合意に基づき、甲に所属する研究者（以下「甲所属研究者」という。）を、乙において本委託研究開発に関与させることができるものとする。この場合、乙は、甲所属研究者に対して、機関の設備管理・安全衛生上及び乙における法令等の遵守のため必要とされる範囲を除き、業務遂行について指揮命令は行わない。

２　甲は、甲所属研究者が、乙の施設、設備等を利用する場合、甲所属研究者をして、乙の施設、設備等の利用者として安全管理、情報管理、セキュリティ等に関する乙の諸規定を遵守させ、また、乙の指示に従わせるものとする。

３　乙は、甲所属研究者による乙の施設、設備の利用について支障が生じないよう、必要な措置を行う。また、甲所属研究者が本委託研究開発の遂行上及び日常業務において不利益を被らないよう、良好な研究環境の維持向上に努めるものとする。

４　甲は乙に対し、甲所属研究者について、第３条の５に定める内容に準じた研究倫理教育の実施及び研究倫理教育プログラムに関する履修状況の報告を委託する。

５　乙は、 本契約の不正行為等の防止及び調査等に関係する規定については、甲所属研究者を研究者等として扱うものとする。 ただし、第２８条及び第２９条についてはこの限りでない。

（委託研究実績報告書及び精算）

第２６条　乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の５月３１日までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類（以下「委託研究実績報告書等」という。）を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が３月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後６１日以内で甲が別途指定する日とする。

２　甲は、前項の委託研究実績報告書等を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、当該事業年度における委託研究費の金額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が当該事業年度において支払うべき経費の額として、精算する。

３　乙は、既に支払を受けた委託研究費が前項の甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。

４　乙は、第１条において大学等と認められ、かつ第１条第２号に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合及び当初予想し得なかったやむを得ない事由により研究開発計画書記載事項に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために委託研究費を繰越して翌事業年度に実施する必要があるものに限り、前項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出することを条件に、当該事業年度における委託研究費の未使用額を甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができる。

５　乙は、第１条において企業等と認められ、かつ第１条第２号に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、翌事業年度に本委託研究開発の実施のために直接的に必要な経費として有効に使用できることを前提に、本条第３項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち１０万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。

６　甲は、乙の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、乙に通知の上、本委託研究開発の経理について調査することができる。乙は、係る調査に関し、甲が必要とする協力を行うものとする。

（調査及び検査）

第２６条の２ 甲は、第２６条に規定する委託研究実績報告書等を受理したときは、当該委託研究実績報告書等の内容について速やかに書面調査を行うものとする。

２　甲は、前項のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

（１）本委託研究開発の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査

（２）その他甲が必要と認めた検査

３　甲は、前項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

（１）委託研究実績報告書に記載されている研究の内容と支出した経費との整合性

（２）研究開発計画書と委託研究実績報告書の内容の整合性

（３）第６条に掲げる帳簿、書類

（４）その他甲が委託事業に関して必要と認める事項

４　甲が事実確認の必要があると認めるときは、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。

５　甲は、第１項及び第２項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

６　乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託研究開発の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

７　甲は、第１項及び第２項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所（乙の再委託先の事業所を含む。以下同じ。）において行うことができる。

８　甲が、必要があると認めたときは、関係省庁の職員を立ち会わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。

９　甲が第２項第２号の検査を行うことができる期間は、研究期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

１０　甲は、必要に応じ、再委託先に対して、本条第２項から第６項までに定める検査を直接行うことができるものとし、乙は再委託先との契約にその旨規定するものとする。乙は、甲の指示に従い当該検査に協力しなければならない。

（脱退）

第２７条　乙が契約期間中に本委託研究開発の中止を希望する場合は、その３０日前までにその旨書面で甲に対し申請しなければならない。この場合、当該中止が甲により承諾された日をもって研究期間が終了したものとする。なお、第１１条第１項にかかわらず、甲は本知的財産権を無償で譲り受ける権利及び再実施権付実施権を受ける権利を有するものとする。

２　前項に定める中止の申請が行われた場合、甲は、乙に委託研究費の使用の停止又は中止及び本委託研究開発の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

（停止、中止又は期間の変更）

第２８条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本委託研究開発の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第１号から第３号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

（１）研究開発担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題その他の事由の発生又は本委託研究開発に対し甲が行う評価により、本委託研究開発を継続することが適切でないと甲が判断した場合

（２）第２９条、第３０条又は第３４条に定める本契約の解除事由が発生した場合

（３）天災その他やむを得ない事由がある場合

（４）乙が第３条第４項に定める指示に従わない場合

（５）乙が第３条第５項に定める義務を果たさない場合

２　前項により甲から本委託研究開発の中止を指示された場合、本委託研究開発はその時点で終了し、第２６条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。

３　本条第１項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本委託研究開発の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じた場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

４　甲及び乙は、両者合意の上、別途、戦略及び実施計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。

（契約の解除）

第２９条　乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。

（１）乙が本契約の締結又は本委託研究開発の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき

（２）乙が本契約に違反したとき

（３）研究者等が不正行為等を行った事実を甲又は乙が認定したとき

（４）研究者等について、競争的研究費等による研究開発における不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政法人等により認定されたとき

（５）乙に、国の不正行為等対応ガイドラインに対して重大な違反があったとき

（６）乙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合

（７）乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合

（８）乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合

（９）第４条に基づく再委託がなされた場合において、再委託先において本項第１号ないし第５号に相当する事由が生じた場合

（１０）乙について、その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じた場合

２　乙は、前項により甲が損害（弁護士費用その他の実費を含むがこれらに限られない。）を被った場合は賠償の責を負うものとする。

（再委託先に関する契約解除）

第２９条の２　乙は、契約後に再委託先が第２９条及び第３４条の各号に該当する者（以下｢解除対象者｣という。）であることが判明したときは、直ちに当該再委託先との契約を解除し、又は再委託先に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再委託先が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先との契約を解除せず、若しくは再委託先に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（特約）

第３０条　契約期間が複数の事業年度にわたる場合であって、研究期間開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合、甲は委託研究費の減額又は本契約の解除を行うことができ、委託研究費の減額又は本契約の解除によって乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わないものとする。

（不正行為等に係る研究者等の取扱い）

第３１条　甲は、不正行為等を行った研究者等に対して、本事業を含む甲の全ての事業について、甲の不正行為等対応規則に基づく処分を行うことができるものとする。

２　甲は、競争的研究費において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。

３　甲は、競争的研究費等（甲が所管するものを除く。また、前項が適用されるものを除く。）において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について知得したときは、当該処分の決定日以降の処分日を定め、本条第１項の処分を行うことができるものとする。

（不正行為等に対する措置・調査）

第３２条　乙は、本委託研究開発に関して不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。）を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合等（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む。）は、予備調査を行うものとし、不正使用又は不正受給にあっては、当該告発等の受付から３０日以内に、また、不正行為にあっては、あらかじめ定めた期間内（当該告発等の受付から３０日以内を目安）に、当該告発等の合理性を確認し本調査の要否について、甲に書面をもって報告しなければならない。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。

２　乙は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について甲に書面をもって報告し、協議しなければならない。

３　本調査が行われる場合、乙は、不正使用又は不正受給にあっては、あらかじめ定められた期間内（当該告発等の受付から１６０日を目安に最長２１０日以内）に、また、不正行為にあっては、あらかじめ定めた期間内（本調査の開始後１５０日以内を目安）に、調査結果（不正行為等に関与した者がかかわる競争的研究費等に係る不正行為等を含む。）、不正発生要因、監査・監督の状況、乙が行った決定及び再発防止計画等を含む最終の調査報告書を甲に書面をもって報告しなければならない。

４　乙は、最終の調査報告書を前項の提出期限までに提出することができないときは、本調査の進捗状況及び中間報告を含む調査報告書、並びに報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の提出期限等に係る書面を前項に定める提出期限までに甲に提出し、報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の新たな提出期限について甲の承認を受けなければならない。

５　乙は、調査に特段の支障がある等正当な事由がある場合を除き、甲の求めに応じて、当該事案に関する資料の提出又は甲による閲覧及び甲の指定する職員等による現地調査に応じなければならない。

６　甲は、本条第１項から第４項に定める報告の内容等が十分でないと認めるとき、乙において不正行為等の事実を確認したとき又は国の行政機関からの要請等に基づき甲が特に必要と認めるとき、乙に対し、再調査その他必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

７　本条第３項において、乙が甲の認める正当な事由なく最終報告書を提出しない場合又は第４項において、甲が報告遅延の合理的な事由を認めない場合、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン等に基づき、乙に対し配分する本事業に係る翌事業年度以降の１か年度の間接経費措置額のうち甲の指定する割合で一部削減する等、必要な措置等を指示できるものとし、乙はこれに従う。

８　乙は調査により、競争的研究費等（研究終了分を含む。）において研究者等（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む。）による不正行為等の関与を認定した場合（不正行為等の事実を確認した場合も含む。）は、調査過程であっても、速やかに甲に報告しなければならない。

９　甲は、本契約に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む）、又は、乙から本委託研究開発以外の競争的研究費等における研究者等による不正行為等への関与が認定された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究費の使用停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、甲は、委託研究費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。

１０　甲は、本条各項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則並びに関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

１１　本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。

（乙の責任及び事故報告等）

第３３条　本委託研究開発の過程で乙、研究者等、その他本委託研究開発に関与する者又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合、乙はその費用と責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。ただし、明らかに甲の責に帰すべき理由により損害が生じた場合は、この限りではない。

２　乙は、前項の損害が生じた場合、甲に対し速やかにその詳細を書面により報告しなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第３４条　乙は、下記の各号の一に該当しないこと及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること又は反社会的勢力であったこと。

（２）乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること又は反社会的勢力であったこと。

（３）乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前二号のいずれかに該当すること。

２　甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙（乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第２号から第４号において同じ。）が、甲に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。

（２）乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。

（３）乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。

（４）乙が、反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

（５）乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。

３　乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。

４　甲は、本条第１項及び第２項の各号の規定により本契約を解除する場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の１００分の１０に相当する金額を乙から徴収するものとする。

５　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

（債権債務の譲渡等の禁止)

第３５条　乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本委託研究開発の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。

（存続条項）

第３６条　第３条から第４条第２項まで、第６条から第８条、第１０条、第１１条から第１６条、第１８条から第２１条、第２２条、第２３条、第２６条、第２６条の２、第２８条第２項及び第３項、第２９条から第３３条、第３４条第３項、第４項及び第３５条から第３８条の規定は、本契約終了後も期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。

（管轄及び準拠法）

第３７条　本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。

（協議）

第３８条　本契約書の条項について解釈上疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項が発生した場合は、甲及び乙は、両者協議の上解決するものとする。

（発効日）

第３９条　本契約は、締結日にかかわらず、○○○○年○○月○○日より効力を生じるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

○○○○年◯○月◯○日

1. 東京都新宿区戸山１丁目２１番地１号

国立研究開発法人　国立国際医療研究センター

理事長 國土 典宏

1. ○○県○○市○○町◯丁目◯番地

○○○○○○○○○○○○

○○○○○長 ○○ ○○

別記

１　当事業年度における委託研究費の内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大項目 | | 中項目 | | | 中項目計  (直接契約分) | 中項目計  (再委託分) | 大項目計 |
| 直接経費 | 物品費 | 設備備品費 | | |  |  |  |
| 消耗品費 | | |  |  |
| 旅費 | 旅費 | | |  |  |  |
| 人件費・謝金 | 人件費 | | |  |  |  |
| 謝金 | | |  |  |
| その他 | 外注費 | | |  |  |  |
| その他 | | |  |  |
| その他（消費税相当額） | | |  |  |
| 直接経費小計 | | |  |  |  |  |  |
| 間接経費　［間接経費率　％］ | | |  |  |  |  |  |
| 合計 | | |  |  |  |  |  |

（※１）消費税額及び地方消費税額を含む。

（※２）第１条第２号に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における戦略及び実施計画書に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。

（※３）当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び第３０条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。

（※４）間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。

２　本契約における費目間流用の取扱い

本委託研究開発の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の５０％（この額が５００万円に満たない場合は５００万円）を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。